

令和5年第3回定例会(11月21日) 産業観光委員会 所管事項関連提出資料

令和5年11月21日
観光文化スポーツ部・産業労働部

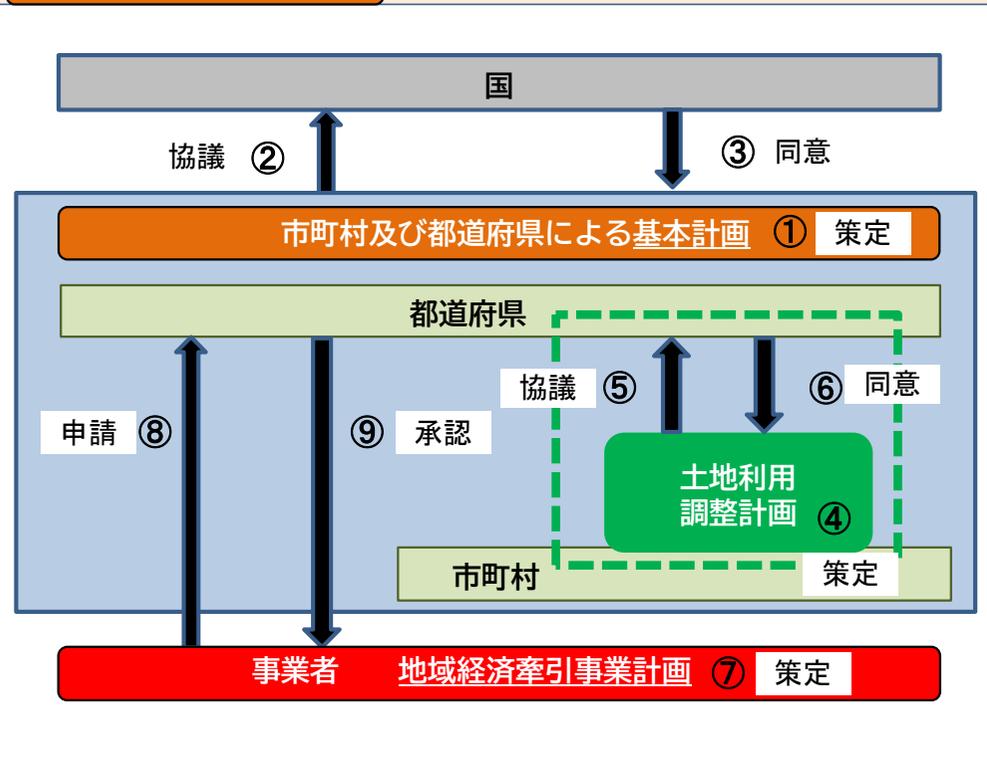
【所管事項関連】

産業政策課	地域未来投資促進法について	1
産業政策課 スポーツ振興課	秋田市外旭川地区まちづくり基本計画素案(案)	(別冊)

(1) 概要・目的

・地域未来投資促進法は、**地域の特性を活用した事業の生み出す経済的効果に着目**し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するもの。

(2) 手続き



土地利用調整

【原則】

- 重点促進区域及び土地利用調整区域の設定にあたっては、
- ① **農用地区域外の土地を優先して定めるもの**とされ、既存の工業団地や遊休地等の活用を優先すること
 - ② **市街化区域内において現に宅地化された土地の活用を優先**すること、とされている。

【土地利用規制における配慮】

- ・やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合は、**周辺農地の利用に支障をきたさないこと**や**面積規模が最小限であること**、などの要件を満たした場合のみ、農用地区域からの除外や農地転用許可などに向けた配慮を受けられる。

地域経済牽引事業

地域経済牽引事業は、3つの要件を満たす必要がある

- ① **地域の特性及びその活用戦略に合致**して実施される事業であること
- ② **高い付加価値を創出**する事業であること
- ③ 地域内の取引の拡大、受注の機会の増大など**地域の事業者に対する相当の経済的効果及ぼす事業**であること

(3) 今後の対応について

- ・地域未来投資促進法に基づく基本計画については、秋田市から令和6年1月に案が示され、以後、県としては、計画内容の法制度との適合性や事業の実現可能性のほか、付加価値の創出等の経済効果に関する定量的な裏付けなど、様々な観点から秋田市に具体的な内容等について確認していく必要がある。
- ・今回、秋田市が市議会等に提出した「外旭川地区まちづくり基本計画（素案）」の内容からは、現時点において次のような課題等が想定され得る。

- ① 広大かつ優良な農地を区域とする理由及び妥当性
- ② 用排水を含む周辺農地等の営農に係る影響
- ③ 個々の事業内容、及び事業の目的のために要する費用
- ④ 付加価値創出額や地域の事業者への経済波及効果 など